

## 幼児等保育送迎タクシー利用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県立病院等の医師又は歯科医師である職員（以下「職員」という。）が、自ら養育する子の保育のため、岩手県医療局と利用協定したタクシー事業者の車両で当該養育する子を送迎するサービス（以下「保育送迎タクシー」という。）を利用する際の料金の一部を助成することにより、もって職員の保育環境の向上に資することを目的とする。

(タクシー事業者の指定)

第2条 利用助成の対象となるタクシー事業者は、医療局長が別に定める。

(助成対象者)

第3条 利用助成の対象となる者は、次の各号に該当する子（以下「幼児等」という。）を養育する正規職員とする。なお、当該職員のほかに同一生計内に幼児等の送迎を行う者がいない場合に限り対象とする。

(1) 幼稚園又は院内保育所以外の保育園等に就園する幼児（ただし、付添なしで乗車できる場合に限る。）

(2) 小学校に就学する児童（ただし、小学校3年生以下の児童に限る。）

(助成対象区間)

第4条 保育送迎タクシーによる利用助成の対象となる区間は、次表の各号に掲げる区分に応じ発地から着地までの区間（以下「助成対象区間」という。）を利用した場合とし、当該助成対象区間の利用料金が1回当たりの助成金額を下回る場合及び当該発地又は着地以外の地点の利用が含まれる場合には、助成の対象としない。

区 分	発 地	着 地
(1) 前条第1号に規定する就園幼児	当該幼児が就園する幼稚園又は院内保育所以外の保育園等	職員が利用する院内保育所又は保育機能を代替すると認められる施設等（以下「院内保育所等」という）。 なお、代替施設等として、習い事・塾等を充てようとするときは、代わりとなる保育機能を有していると認められる場合に限り、これを対象とすることができる。
(2) 前条第2号に規定する就学児童	当該児童が利用する児童センター等又は就学する小学校	

2 院内保育所等での保育終了後における職員の住居までの送迎は、原則として当該職員が行うものとする。

3 保育送迎タクシーの利用に際し、発地及び着地の施設等との必要な調整については、職員自らの責任において行わなければならない。

(助成金額)

第5条 利用助成金額は、1回の利用につき500円とする。

2 職員が受けられる助成金額の総額は、1年度につき1人120,000円を上限とする。

(利用助成の制限等)

第6条 利用助成回数は、職員1人1日当たり1回とし、1月につき20回を上限とする。

2 保育送迎タクシーの利用は、1台につき1人の乗車を基本とし、複数職員の同一車両による共同

利用については認めない。ただし、職員が第3条の各号に該当する幼児等を2人以上養育し、かつ幼児等が同一の施設等に就園又は就学する兄弟姉妹である等、特別な事情がある場合を除く。

(助成の申請)

第7条 職員が助成を受けようとするときは、保育送迎タクシー利用助成申請書兼利用登録申込書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、あらかじめ所属長の承認を受けて、別に定めるタクシー事業者に対し、利用助成の対象となる職員であることを明示して、保育送迎タクシーの利用に係る登録を行い、完了後、登録内容が記載された書類の写しを添付して、利用を開始する10日前までに、申請書を医療局長に提出するものとする。

2 なお、助成の申請は、1年度ごとにおいて行うものとする。

(利用カードの交付及び利用方法)

第8条 医療局長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、保育送迎タクシー利用カード(様式第2号。以下「利用カード」という。)を当該職員に交付するものとする。

2 前項により利用カードの交付を受けた職員は、幼児等を保育送迎タクシー事業者の車両に乗車させるときは、乗車の都度、利用カードを乗務員に提示しなければならない。

3 職員は、保育送迎タクシーの利用料金から利用助成金額を控除した残額をタクシー事業者からの請求に基づいて、当該タクシー事業者に対し直接支払うものとする。

(利用の記録等)

第9条 職員は、保育送迎タクシーを利用した都度、利用カードに利用結果を記録するものとする。

2 職員は、利用回数を1月ごとに取りまとめ、利用した月の翌月5日までに所属する病院等の事務担当者を経由して、利用カードを医師支援推進室長に提出するものとする。

(助成の取りやめ)

第10条 医療局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定後であっても、助成を取りやめることができる。

(1) 職員から申し出があったとき。

(2) 職員でなくなったとき。

(助成金額の返還等)

第11条 医療局長は、職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用カード又は助成金額の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(1) 助成を取りやめたとき。

(2) 偽り、その他不正の方法により利用カードの交付を受けたとき。

(3) 利用カードを他人に譲渡し、又は不正に使用したとき。

(4) その他タクシー事業者に著しい損害を与える行為をしたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、医師支援推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

保育送迎タクシー利用助成申請書（兼利用登録申込書）

年 月 日

医療局長 様

（申請者）所属

職名

氏名

㊟

私のほかに、同一生計内に子の送迎を行う者がいないため、保育送迎タクシーの利用について次のとおり申し込みます。

送迎を希望する 児童（幼児）氏名	(ふりがな) -----		性別	男・女
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	就園又は就学先 (学年)	( 年生)		
送迎を希望する区間	発地	名称		
		住所		
	着地 A	名称		
		住所		
	着地 B	名称		
		住所		
着地 C	名称			
	住所			
送迎を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年間利用予定回数	回	(利用回数の上限 年間 240 回)		
所属長承認	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日 職 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>			

(注) 助成の申請は1年度ごとに行うこと。

(表)

管理番号	
------	--

保育送迎タクシー利用カード

平成 年 月						
月	火	水	木	金	土	日
タクシー事業者名	電話 ( )					

※ 利用月の日付を記入のこと。

(裏)

所属			職員氏名			
児童 (幼児) 氏名	(ふりがな) -----			性別	男・女	
利用区間	発地					
	着地A	( . . )				
	着地B	( . . )				
	着地C	( . . )				
前月繰越回数	回 (ア)	当月利用回数	回 (イ)	次月繰越回数	回 (アーイ)	
上記のとおり確認しました。 年 月 日 (確認職員) 職 氏名 <span style="float:right">㊟</span>						

- ※ タクシー事業者は、1回の利用につきスタンプ等（利用がわかるもの）を押印すること。
- ※ 職員は1月ごとに利用実績を取りまとめ、翌月5日までに事務局に提出すること。
- ※ 官製はがきサイズとする。